

総務政策常任委員会会議録

平成27年5月27日

場 所 第2委員会室

平成27年 5 月 27 日 (水曜日)

午前10時 1 分開会

○総合政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・「防災拠点庁舎整備」の進捗状況について
- ・平成27年度の防災訓練について
- ・平成27年度宮崎県防災の日フェアについて
- ・第6回全国「みどりの愛護」のつどいに係る行啓について
- ・宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターについて
- ・宮崎県総合教育会議の設置について
- ・社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

出席委員（8人）

| | |
|---------|-----------|
| 委 員 長 | 清 山 知 憲 |
| 副 委 員 長 | 島 田 俊 光 |
| 委 員 | 坂 口 博 美 |
| 委 員 | 星 原 透 |
| 委 員 | 丸 山 裕 次 郎 |
| 委 員 | 満 行 潤 一 |
| 委 員 | 新 見 昌 安 |
| 委 員 | 来 住 一 人 |

欠席委員（なし）

委員外委員（なし）

説明のため出席した者

総務部

| | |
|---------------|---------|
| 総 務 部 長 | 成 合 修 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 金 丸 政 保 |

総 務 部 次 長
(総務・職員担当)

柳 田 俊 治

総 務 部 次 長
(財務・市町村担当)

田 中 保 通

危 機 管 理 局 長
兼 危 機 管 理 課 長

郡 司 宗 則

部 参 事 兼 総 務 課 長

菓 子 野 信 男

防 災 拠 点 庁 舎 整 備 室 長

丸 田 勉

部 参 事 兼 人 事 課 長

片 寄 元 道

行 政 経 営 課 長

吉 村 久 人

財 政 課 長

阪 本 典 弘

税 務 課 長

高 林 宏 一

部 参 事 兼 市 町 村 課 長

平 原 利 明

総 務 事 務 セ ン タ ー 課 長

中 原 順 一

消 防 保 安 課 長

都 原 誠 一

総合政策部

総 合 政 策 部 長

茂 雄 二

総 合 政 策 部 次 長
(政策推進担当)

金 子 洋 士

総 合 政 策 部 次 長
(県民生活担当)

興 梶 正 明

部 参 事 兼 総 合 政 策 課 長

井 手 義 哉

秘 書 広 報 課 長

中 原 光 晴

広 報 戦 略 室 長

菊 池 修 一

統 計 調 査 課 長

奥 野 厚 子

総 合 交 通 課 長

野 口 和 彦

中 山 間 ・ 地 域 政 策 課 長

石 崎 敬 三

フ ー ド ビ ジ ネ ス
推 進 課 長

黒 木 義 博

生 活 ・ 協 働 ・
男 女 参 画 課 長

村 上 悦 子

交 通 ・ 地 域 安 全 対 策 監

壹 岐 幸 啓

文 化 文 教 課 長

神 菊 憲 一

人 権 同 和 対 策 課 長

吉 田 信 夫

情 報 政 策 課 長

青 出 木 和 也

会計管理局

会計管理者 舟田 美揮子
会計管理局次長 酒井 正 英
局参事兼会計課長 井上 直 三

人事委員会事務局

事務局 長 亀田 博 昭
総務課 長 藪田 亨
職員課 長 和田 括 伸

監査事務局

事務局 長 小八重 英
監査第一課長 青山 新 吾
監査第二課長 佐野 由 藏

議会事務局

事務局 長 日隈 俊 郎
事務局次長 奥野 信 利
総務課 長 上山 伸 二
議事課 長 亀澤 保 彦
政策調査課長 外山 景 一

事務局職員出席者

議事課主幹 鬼川 真 治
総務課主任主事 日高 真 吾

○清山委員長 それでは、ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。現在お座りの仮の席のとおりで決定してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてでありま

すが、手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 異議なしということで、そのように決定いたします。

委員会の運営方法についてでありますけれども、執行部入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、執行部入室のために暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が総務政策常任委員会委員となりました。私は、このたび、委員長に選任されました宮崎市選出の清山知憲でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

初めに、一言御挨拶を申し上げます。

27年度より、河野県政も2期目を本格的にスタートいたしまして、また、先般の県議会議員選挙におきまして、我々議員も県民の思いをそれぞれ受けとめて、新たな気持ちでこの議会に臨んでおります。この1年、建設的な議論を積み重ねてまいりたいと思いますので、何とぞ皆様方の御協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が申間市選出の島田副委員長でございます。

次に、向かって左側でございますが、児湯郡

選出の坂口委員でございます。

小林市・西諸県郡選出の丸山委員でございます。

都城市選出の星原委員でございます。

続きまして、向かって右側でございますが、都城市選出の満行委員でございます。

宮崎市選出の新見委員でございます。

都城市選出の来住委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の鬼川主幹でございます。

副書記の日高主任主事でございます。

それでは次に、部長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○成合総務部長 おはようございます。総務部長の成合でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま、清山委員長から、委員の皆様の御紹介をいただきました。ありがとうございます。

一言御挨拶を申し上げます。

昨今の地方行財政を取り巻く環境でございますが、地方創生の取り組みなど、強くその取り組みが求められておりまして、大きく変化する中がございます。ことしは特に、宮崎県の総合計画の改定など主要な計画の改定年度ということで、節目の年でございます。

総務部といたしましては、これらの施策を推進し、県政の重要課題、県民ニーズに的確に対応していくため、引き続き持続可能な行財政基盤の確立に積極的に取り組んでいくことが重要であると考えているところでございます。このため、現在、新たなみやざき行財政改革プランの最終案を整理しているところでございまして、次の6月議会で議案を提出させていただき、しつ

かりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、将来発生が予想されております南海トラフ巨大地震など、近年多発しております自然災害への備えも大変重要な課題であると認識しているところでございます。常在危機の意識を徹底し、いざというときの備えをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

このほか、総務部所管のさまざまな課題の解決に向けまして、職員一丸となって精いっぱい努力してまいる所存でございますので、清山委員長を初め、委員の皆様方には、引き続き御指導、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元の総務政策常任委員会資料をお配りしておりますが、1ページ目をごらんいただきたいと思っております。

まず最初に、平成27年度の総務部幹部職員名簿をごらんいただきたいと存じます。総務部の幹部職員を御紹介させていただきます。

まず、私の右隣でございますが、危機管理統括監の金丸でございます。

次に、総務部次長（総務・職員担当）の柳田でございます。

次に、総務部次長（財務・市町村担当）の田中でございます。

次に、危機管理局長兼危機管理課長の郡司でございます。

次に、部参事兼総務課長の菓子野でございます。

防災拠点庁舎整備室長の丸田でございます。

部参事兼人事課長の片寄でございます。

行政経営課長の吉村でございます。

財政課長の阪本でございます。

税務課長の高林でございます。

部参事兼市町村課長の平原でございます。

総務事務センター課長の中原でございます。

消防保安課長の都原でございます。

最後に、議会担当の総務課主幹の大迫でございます。

幹部職員の紹介は以上でございます。

次に、総務部の所管業務の概要等について御説明いたします。

お手元の資料の2ページをお開きください。

総務部の組織についてであります。本庁が、そこに記載のように9課1室、出先機関が各県税・総務事務所、自治学院、西臼杵支庁、消防学校の10の所属となっております。本庁及び出先機関の課、担当の構成につきましては、3ページ以降に記載しております。

資料の3ページをごらんいただきたいと存じます。

今年度の組織改正について説明させていただきます。主なものになりますが、資料の3ページの中ほどよりちょっと下に、税務課がございます。税務課の中で、市町村が賦課徴収しております個人県民税の収入未済額が、県税収入未済額の8割以上を占めておりますことから、市町村との連携を強化し、県税収入の一層の確保を図るため、地方税徴収対策担当を新設したところであります。

次に、5ページをお開きください。

総務部の主な分掌事務と職員数を表にまとめております。表の一番下でございますが、欄外にありますように、本庁職員数が241名、出先機関321名、合わせまして562名の職員でここに記載の事務を行っております。

次に、6ページをお開きください。

総務部各課の予算についてであります。平成27年度は、御案内のとおり、骨格予算として編成

しております。

まず、歳入予算になりますが、表の一番下の合計欄をごらんいただきたいと思っております。一般会計と特別会計を合わせまして、5,955億5,545万5,000円であります。

次に、歳出予算は、7ページでございます。表の一番下の合計欄にありますように、同じく一般会計と特別会計を合わせまして、4,637億2,735万4,000円となっております。前年度当初予算と比較しまして、85.1%の増となっております。これは、平成23年3月に借入れを行いました口蹄疫対策転貸債の償還経費として、1,000億円を予算措置したことなどによるものであります。

なお、各課の分掌事務、予算の概要並びに主要事業の概要等につきましては、次の8ページから34ページにかけまして記載しておりますが、今回説明は省略させていただきます。

次に、その他の報告事項についてでございます。

資料の35ページをお開きください。

35ページでございますが、本日御報告させていただきますのは、ここに記載の防災拠点庁舎整備の進捗状況についてなど3件についてであります。詳細につきましては、防災拠点庁舎整備室長及び危機管理局长から説明させますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 防災拠点庁舎整備室でございます。

常任委員会資料の35ページをお開きください。

防災拠点庁舎整備の進捗状況について御説明をいたします。

まず、1の経緯でございますが、県庁舎は大規模な地震が発生した場合、ひび割れ等により

まして使用困難になる恐れがあることから、十分な耐震性能を有し、災害応急対策等を円滑に実施できる防災拠点庁舎整備が不可欠となっております。

このため、東日本大震災以降、検討を重ねてまいりまして、平成25年12月に策定いたしました防災拠点庁舎整備基本方針を踏まえまして、昨年12月に基本構想を取りまとめたところでございます。その後、ことし3月に基本・実施設計の設計者を選定いたしまして、現在、設計作業を進めているところでございます。

次に、2の防災拠点庁舎整備基本構想の概要についてでございますけれども、37ページのA3版の別紙をごらんいただきたいと存じます。なお、お手元には、別冊で基本構想の本編と概要版もお配りいたしておりますけれども、こちらの常任委員会資料のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1の整備方針でございますが、2つの整備方針を掲げまして、必要な機能・性能を確保することとしております。

1つ目の整備方針は、県民の生命や財産を守る庁舎ということで、防災拠点としての司令塔機能を十分に果たせる庁舎を目指しております。

1つ目の丸にありますように、耐震性、対浸水性の確保につきましては、通常の1.5倍の耐震性能や免震構造の採用等によりまして、防災拠点としての安全性を確保する予定であります。

2つ目の丸、十分な災害応急対策活動の場の確保につきましては、災害応急対策を的確かつ円滑に実施する活動の場を十分に確保いたしまして、危機管理防災センターと位置づけることとしております。

3つ目の丸にありますライフライン途絶時の機能維持につきましては、72時間以上の連続運

転が可能な非常用発電設備など、災害対策業務が継続できる対策を講じる予定でございます。

そのほか、ヘリポートの設置や一時避難場所の確保を図る予定であります。

2つ目の方針は、人や環境にやさしい庁舎ということで、安全で快適に利用ができ、省エネルギーや環境負荷が少なく、景観にも配慮した庁舎を目指しております。1つ目の丸の社会性への配慮から経済性への配慮まで、5つの観点から機能や性能を確保することといたしております。

続きまして、2の整備概要であります。整備場所は、楠並木通り南側の県庁外来者第一駐車場、延べ床面積を約2万2,000平米、地上11階、地下1階といたしております。

また、建物の配置図を掲載しておりますが、防災拠点庁舎はできる限り敷地の南側に寄せて配置をいたしまして、建物北側に防災広場といたしまして広いオープンスペースを設けることによりまして、災害発生時に自衛隊の大型車両などの駐車スペースを広く確保する予定でございます。

また、県庁5号館は、内装・外装材をできる限り再利用をいたしまして、現在の外観を保存復元いたしまして、防災拠点庁舎北側に庁舎と一体的に整備をいたしまして利活用を図ることとしております。

なお、現在、5号館に入居いたしております文書センターは、県庁6号館へ移転することとしております。

右のページ、(4)の主な諸室と床面積につきましては、国の算定基準を基本といたしまして、利用人数あるいは他県の事例等を踏まえまして、各諸室の床面積を算定しております。

また、表の中にアンダーラインを引いている

諸室がございますが、これにつきましては、非常時のみに使用する予定でありまして、平常時につきましては、会議室あるいは研修室等としての使用を検討いたしまして、基本設計の段階で決めていきたいと思っております。

また、右側の階層構成イメージ図でございますが、オレンジ色の危機管理防災センターにつきましては、中層階を中心に配置をいたしまして、福祉保健部を低層階に、そして県土整備部を高層階へ配置することを基本といたしまして、具体的な各階の構成を決めることといたしております。

3の概算事業費は、本体・駐車場整備工事費、5号館保存工事費、設計費といたしまして、約115億円を想定いたしております。

4の(1)の事業手法は、設計・施工分離発注方式といたしております。

(2)の工事発注の考え方ではありますが、今回の建設工事につきましては、WTO政府調達協定の対象となりますことから、入札の際に地域要件、県産材使用の条件等を設定できないということもありまして、できる限り業種ごとに分離して発注することや、発注対象を共同企業体、いわゆるJVでありますけれども、JVとするなどの工夫を行いまして、県内企業の受注機会の確保、技術力の向上を図りたいと考えております。

5の整備スケジュールにつきましては、後ほど御説明いたします。

6の、設計業務に合わせて検討する項目ではありますが、基本設計を詰めていく中で、来庁者等が気軽に利用できます利便施設の設置でありますとか、非常時のみに使用する諸室等の平常時の使用方法を検討いたしますとともに、整備に伴いまして危機管理局などの3部局の移動で

生じます1号館、3号館等の既存庁舎の空きスペースの活用方法についても、今年度中に決定をしていきたいというふうに考えております。

35ページに戻っていただきたいと思っております。

中ほど、3の設計業務の契約締結についてでございます。

(1)の契約の内容であります。業務内容は基本設計及び実施設計で、契約の相手方は山下設計・岩切設計・ごとう計画設計設計業務共同企業体で、県内企業2者を含みます3者による設計JVでございます。契約金額が1億6,740万円で、履行期間は平成28年6月30日までの約1年3カ月となっております。

36ページをごらんいただきたいと思っております。

(2)の設計者選定の経過につきましては、設計者につきましては公募型プロポーザルによりまして選定をいたしておりますが、審査経過にありますように、ことし1月にプロポーザルの公告を行いまして、2者からの参加表明を受けまして、2月の一次審査を経まして、3月に二次審査を公開のプレゼンテーション及びヒアリングで行いまして、最優秀者を選定いたしまして、総務部入札参加資格審査会で最終決定を行い、3月27日に契約を締結したところでございます。

(3)の契約相手方の技術提案書の評価であります。建物の配置、建物内部の機能配置の工夫、ヘリポートの計画等に対しまして、防災拠点庁舎の司令塔としての機能が発揮できるなど、与条件の一つ一つに対して丁寧な提案がなされていることなどから、総合的に高い評価を得たところであります。

最後に、4の今後のスケジュールではありますが、基本・実施設計を平成28年6月に完了いたしまして、その後、建設工事の発注・契約手続

等を行いまして、29年度の着工、30年度の完成を目指しております。

今後とも、防災拠点庁舎の早期整備に向けまして取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○郡司危機管理局长 危機管理課でございます。

平成27年度の防災訓練について御説明をさせていただきます。

委員会資料の38ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、1の目的でございますが、昨年度実施しました防災訓練の成果を踏まえまして、今年度も、大規模災害等の発生時に災害対策の中核となる災害対策本部の運営が効果的に機能するよう訓練を実施しまして、応急対応に必要な体制を整備するとともに、防災関係機関相互の顔の見える関係の構築、さらに自助、共助による地域防災力の強化を図るものでございます。

このため、2のコンセプトにありますとおり、想像して議論する、課題の洗い出し、意識啓発等の3つのコンセプトを踏まえ、訓練に取り組むこととしております。

具体的な訓練の内容といたしましては、3の概要にありますとおり、県では、まず伝達参集訓練を4月21日に実施しました。また、図上訓練につきましては、第1回を5月21日に実施したところであり、第2回を7月24日に実施することとしております。さらに、実働部隊を含む総合防災訓練を8月30日に、都城市を後方支援拠点、日南市、串間市を被災地として実施することとしております。

なお、39ページでございますが、総合防災訓練のイメージを添付しておりますので、後ほどごらんいただけたらと思っております。

災害につきましては、いつ発生するかわかりませんので、今後とも研修や訓練等を行いながら、いざというときの備えをしっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、平成27年度宮崎県防災の日フェアについて御説明させていただきます。

委員会資料の40ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、1の目的でございますが、県民への正しい防災知識の普及と防災意識の啓発を図るため、本年度も年間を通じて啓発活動を行う予定にしておりますが、そのスタートといたしまして、県防災の日、これは5月の第4日曜日、ことしは5月24日になりますが、5月24日に家族で楽しみながら防災について学ぶイベントを開催したところでございます。特にことしは、本県に大きな被害をもたらしました平成17年の台風14号、この災害から10年を迎えることから、台風の被害を忘れることなく、日ごろから風水害に備えることの大切さについて重点的に啓発を行ったところでございます。

次に、2の概要についてでございます。5月24日日曜日に、宮崎市のイオンモール宮崎で風水害被害に関するパネル展示や防災啓発スタンプラリー、企業・団体等の防災の取り組みに関する展示などを行いまして、当日は、推定でございますが約5,000人の方に御参加をいただいたと考えているところでございます。

またあわせまして、3のテレビ、ラジオを活用した県防災の日の広報として、知事がテレビ及びラジオで県民の皆様に対し、災害の備えを呼びかけたところでございます。

最後に、4の宮崎県防災の日フェア以降の取組についてでございます。防災週間における総合防災訓練や防災シンポジウム、津波防災の日

におけるシェイクアウト訓練など、年間を通じてさまざまな啓発の取り組みを予定しているところでございます。

危機管理局からは以上でございます。

○清山委員長 執行部の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

○丸山委員 初日ですので、余り深くは突っ込みませんけれども、防災についてちょっとお伺いしたいんですが、いろいろなことをやっていただいて、県民の認知度もなかなか忘れる癖があるものですから、しっかりやっていただくというのは、県もつくってもらってるBCPでしっかりやっているんだと。市町村のBCPはどのぐらいの状況なのか。

また、企業までBCPをつくってほしいというところでやっているんですけど、そのことによって防災力の向上にもつながっていくんじゃないかと思っておりますので、その辺のことを少し教えていただきたいなと思っております。

○郡司危機管理局長 市町村のBCPの取り組みにつきましては、まだかなりおくれておまして、数市町村、たしか3市町村ぐらいだったと思いますが、これにつきましては、県のほうから積極的な呼びかけはさせていただいてるところでございます。

それから、民間企業のBCPにつきましては、これは商工観光労働部のほうで主体的に取り組んでいただいておりますが、民間、いわゆる損保会社さん等が支援をするということで、BCPに関するセミナーでありますとか、あるいは実際に策定するための具体的な支援等について取り組まさせていただいてるところでございます。これも、今後、非常に県内の企業さんも関心が高いものですから、民間企業のBCPの取り組みも進んでくるものと考えてるところでござ

います。

○丸山委員 ぜひBCPを進めることによって、県内の防災力が上がっていくと。どうしても人間というのは忘れる動物なものですから、やはり中心となる人たちがそれぞれの地域にいる、特に市町村はまだ2～3ぐらいで、非常にちょっと心配な面がありますので、BCPをしっかりやることによって進めていただきたいと思いますし、企業のほうもしっかりそれぞれ備えがあってほしいと思っておりますので、そのことをぜひよろしく願います。以上です。

○清山委員長 ほかにございますか。

○新見委員 11月5日の津波防災の日にシェイクアウト訓練をされるということですが、どれぐらいの規模でやられるかをちょっと教えていただきたい。

○郡司危機管理局長 11月5日の津波防災の日、これはまだ企画の段階でございますけれども、県内の学校、それから企業さん、広く呼びかけまして、県民一体となったシェイクアウト訓練、こういったものを企画したいと考えております。

呼びかけにつきましては、報道機関の御協力を得るとともに、県庁ホームページ等で積極的にPRをしていきたいと考えているところでございます。

○新見委員 11月5日にやられるということで、総合防災訓練、この日と切り離されたのは、やはり分けたほうが訓練そのものがやりやすかったのか、ちょっとそこを教えてください。

○郡司危機管理局長 1つは、やはり年間を通じて切れ目なく県民の方に啓発活動をしていきたいということで、あえて分けさせていただいたところもございまして、それと総合防災訓練につきましては、住民の参加ももちろんなんですけれども、実働部隊の訓練、こういっ

た日程の都合等もございまして、どうしても一緒の日にちに設定するのが難しかったという背景、2つございました。

○来住委員 総合防災訓練との関連ですけど、僕はよくわからないもんですから。例えば南海トラフの大きな災害が発生した、それを想定したときに、都城だとか小林だとか、つまり個々の小林、都城などのところからは、いわゆる後方支援という形になると思うんです。そうしますと、東日本大震災との関連から見て、例えば一つだけ言えば、都城などの常備消防や非常備消防、いわゆる消防団、こういう方々の後方支援において、新たに訓練をしなければならないことなどが起こるのかなと。例えば、都城で言えば、都城の消防団や常備消防などは、津波なんかはもともと全然想定してないと思います。だから、そういう点から見て、その訓練だとか、それから、いわゆる後方支援に当たる都城などの常備消防、非常備消防の装備などは、今後どのようにお考えになるのかなというのがあるもんですから、その辺を、ちょっとあつたら教えていただければありがたいと思います。

○郡司危機管理局長 都城市につきましては、やはり内陸部にあるということで、南海トラフ巨大地震のときには、いわゆる後方支援の拠点としての役割が非常に期待されてるところでございまして、ただ、一方で津波被害はございませんけれども、やはり都城、小林という地域につきましても、地震による被害等はかなりございます。一義的には消防団の方たちは地域住民の方の救助に当たるという形になると思いますが、ただ都城地区につきましては、やはり県外から入ってくる物資の受け入れ、それを被災地に回す、あるいはボランティアの方たちの受け入れを被災地に回す、そういった非常にソフト

的な支援、こういったものが中心になるんじゃないかと考えてるところでございまして。

また、装備につきましては、今後、消防団あるいは消防署さんと、そういった地震対策等につきましても、これについては協議をさせていただいて、充実に努めていきたいと考えてるところでございまして。

○来住委員 了解しました。

○坂口委員 これ、直接報告事項に関係するかどうかあれなんですけど、財政課長に。

去年、例の消費税の引き上げ分が目的税だということで、この清算基準の率はおかしいことで、絶対にこれは変えさせるべきだということを国に働きかけてくれということを県に求めてたんですけど、今回の消費税の増税分の清算基準というものが少しは見直されたとも聞くんです。もし、だから中身を把握しておられれば、どんなぐあいに見直されたのかというのをちょっと。これは、余り直接関係ないんですけど。

○高林税務課長 消費税清算金の市町村への交付金の。

○坂口委員 県と市町村、地方分です。目的税の分です。具体的には3%引き上げた、その5%に行く部分の清算基準が、たしか人口割りでなく、8分の1、8分の1、8分の6での清算基準だったですよ。人口、事業所、それから8分の1がもう一つは何だったかな。これじゃおかしい、目的税の趣旨にそぐわないということで、具体的にやると、今までの清算基準でこれまでの5%分と同じでやると、宮崎県がたしか0.82ぐらいだと思うんです。本来なら、0.97ぐらいもらわないとおかしいということで、これはもう国に対して絶対改善を求めるべきだということを言っていて、少しは総務省がそれに応えた清算基準で今回平成27年度分については清

算してくれたと聞いてるんです。だから、もし、中身がわかったら。

○高林税務課長 清算基準につきましては、増税分につきましては、県に入った分の12分の10が増税分になりますんで、その分につきましては、人口割りだけで交付するという基準になっております。それまでの分につきましては、人口と従業員数でしたけど、増税分だけに限ってはもう人口割りだけだということで、清算基準が変わっております。以上でございます。

○坂口委員 それで、具体的に数字にしてからどれぐらい改善されてます。

○高林税務課長 改善された数字でございますね。済みません。その数字がちょっと手元にございませんで、後ほど算出して持ってまいりたいと思います。

○坂口委員 間違いなくこれが正確っていうことでもないんですけども、まず3%に対しての従来の清算基準での計算と、今回人口だけに戻したことよっての事業所とか、それから、8分の1、8分の1のもう一つは従業員数か何かだったですよね。これを人口だけにした、まずはとりあえずそれだけにやったってことで、0.82から0.87ぐらい。具体的には、3%ほどが、県、市町村合わせて14億ぐらい。5%に行ったとき、20億ぐらいは改善されてるということで、宮崎の場合プラスになってると。それを率に戻していくと、やっぱり0.87ぐらいあると思うんです。申し上げましたように、これは目的税ですから。しかも、地方が担うべき社会保障費。その後、高齢者対象ですよね。人口対象。高齢者の人口。やっぱりあくまでも0.97を求めていかなくはいかんと思うんです。ここんところの努力を引き続きやるべきじゃないかなと。そして、今度のこの歳入で、その判断を

どうされたかなと。

○清山委員長 何かコメントはありますか。

○高林税務課長 済みません。その辺については、今のところまだ国の基準が変わったものについて、それに従って歳入等を組んでおりますんで。議員のほうは、そういう働きかけということでございますね。

○坂口委員 働きかけというより、全く認識を変えないと、行政側の考え方が消費税が増税されたという感覚なんです。これは逆なんですよ。5%の一般的な消費税、これは、国、県、市町村の財源を確保するための通常の税としての消費税だったわけです。5%の今回の引き上げ分というのは、目的税なんです。名称がたまたま一緒になっただけ。だから、同姓同名の子が2人いたけど、この子は性格が全く違いますよっていうことを、まずそこをしっかりと認識して。目的税だから、目的に沿ったように。昔は揮発油税なんてありましたよね。これは、道路延長とかです。だから、そういうぐあいに、高齢者に対しての社会保障費の財源なんですっていうことをしっかりとまず整理して。国にまずはそのこんがらがってる部分の考え方を整理させて、だから清算基準変えなきゃだめでしょうということもしっかり認識させないと。少しでも見直したということは、この税の名前のつけ方が、たまたま同じ家で同姓同名を二人兄弟につけちゃったようなもので、だから名前がまずかったなということ、国も気がついたと思うんです。人間にするとちょっと語弊ありますけど。適当じゃないかもわからん。それをぜひ努力して引き続いてやっていただいで。僕は、国が気がついたと思うんです。だから、東京あたりは今度減ったと思うんです。その分が地方の高齢化が進んでるところあたりに、

やっぱり有利な清算基準に変えられたということ。だから、ここをぜひ。今、やっぱり押すチャンスだなと思うんです。これは頑張っていたきたいと思います。

○**清山委員長** 要望でいいですか。よろしいですか。続いて。

○**満行委員** 40ページ、宮崎県防災の日フェア、参加者5,000名とおっしゃいましたけれど、その内訳を。積算。大きい数字ですよ、5,000名。

○**郡司危機管理局長** 参加者といいますのは、例えば、会場を3会場設けましたけれども、そこで親子連れ等でごらんになった一般の方たちの数でございます。おおむね5,000名程度ということで推計をさせていただいております。

○**満行委員** 私も昼に行ってみたんですけど、閑散として、非常に残念だったな。中も外も、パネルもあるんですけど、足をとめて見てる方はなかなかいらっしゃらなくて、せっかくPRも大きくしてるのに参加者が少ないなと思ったもんですからお聞きしたんです。以上です。

○**清山委員長** ほか、ございますか。

○**坂口委員** 防災庁舎関係で、基本的なことをいいですか。今回、プロポーザル方式をとって、2者が公募してきたということで、やっぱりこれだけの115億からのものに対しての設計に、この2つのグループというのは、どうも僕は少な過ぎるような気がするんですけど。今回の2者というのは、県の感覚として、適当な数がやっぱり来たなと思われませんか。それとも、今回のプロポーザルに対しての、この2者というものに対しての反省点はないかなってということ。

○**丸田防災拠点庁舎整備室長** 今、坂口委員のほうからありましたように、2者という参加者なんですけれども、私どもが想定していたより、やはり少なかったということで、非常に残念な

結果ではありました。といいますのが、我々も、この代表構成員になる大手の設計業者というのは、10者前後はあろうかと思っていまして、それからしまして、少なくとも5~6者はあるんじゃないかと思ってたんですけども、2者ということでありましたもんですから、大手の企業のほうにもちょっと確認をさせてもらったんですが、その際は、ほかの東京あるいは九州のほうで非常に大規模な建設工事とかがありまして、そういうものとバッティングをして、今回ちょっと見送りをしたとかいうお話もございました。

この2者につきましては、私どもは委員会を設けたところなんですけれども、そこで公平公正に選定をして、点数をつけさせていただいた上で、この1者ということで決定をさせていただいたという経緯もございます。

○**坂口委員** 幾つか、どういう順番で聞くのがわかりやすいですかね。結果的に、2つのグループです。2者、会社じゃなくて者ですよ。その2者のそれぞれの総合点数というのはどれぐらい、最終的な点数というのはどれぐらい出してるんですか。

○**丸田防災拠点庁舎整備室長** 評価点数につきましては、一次審査、二次審査という形でやりまして、合計の点数がですね……。

○**坂口委員** 一次、二次それぞれ、2回だったら、それぞれ。

○**丸田防災拠点庁舎整備室長** ちょっとお待ちください。——合計でよろしいでしょうか。

○**坂口委員** ちょっといいですか。一次、二次っていうのが、一次が提案に対しての評価っていうことと、二次が提案したことに対してのヒアリング評価というのだったら、それは別々にちょっと聞かせてほしいんですけども。一次、

二次が同じようなことを2つやったんだったら、もうトータルでも構わないです。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 一次審査は書面審査で、配置予定技術者の資格でありますとか、担当チームによる業務実施方針等で、50点を配分して審査を行ったところでありまして、加えまして、二次審査につきましては、ここで技術提案書、いわゆるプロポーザルを求めまして、3つのテーマを選定させていただきまして、ヒアリング、プレゼンテーションを実施して、そこで150点満点ということで、都合200点満点にしたところでありまして。

200点満点で、ちょっと合計を言わせていただきますと、最優秀者の点数は168.28点、これは9人の委員の平均になります。次点者が133.64点という結果でございました。

続きまして、一次審査と二次審査の比較でございますけれども、先ほど言いました書面審査による一次審査につきましては、最優秀者が45.29点、次点者が41.98点。そして、二次審査150点満点中、最優秀者が122.99点、そして、次点者が91.66点という結果でございました。

○坂口委員 すごく差があき過ぎてると思うんです。やっぱりベスト10に入るようなところの提案、2つのグループの今回次点のほうは、ちょっと低過ぎると思うんですけど。まず資格審査みたいな、入り口審査といったらいいんでしょうか。ここでは、満点に対して8割以上の点数を取ってるけど、提案とかそれに係るヒアリングが余りにもちょっと低過ぎるような気がするんですけど。その提案の中の、二次審査のほうで提案されたものに対しての提案内容の評価というものが1つ出てくると思うんです。今度は、提案に対して、それを裏づけするためのヒアリングをやられたと思うんです。そこらの

点数というのはどんなぐあいになってます。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 済みません、資料のほうを確認させていただきますので、ちょっとお時間をいただいてよろしいでしょうか。

——二次審査の150点の内訳なんですけれども、評価テーマ、3つのテーマを出しまして、これについて、一番大きいのは防災拠点機能というテーマが50点、そして、続きまして残り2つのテーマが35点ということで、このテーマでまず技術提案書の評価をさせていただいたところがあります。

最優秀者のほうの点数が、最初のテーマが41.11、そして2つ目のテーマが27.22、そして3つ目のテーマが26.44ということでした。比較しまして、優秀者のほうが、1つ目のテーマが30点、2つ目のテーマが23.33点、3つ目のテーマが19.44点ということでした。それと、ほかに、実際にプレゼンテーションとヒアリングの際の対応力ということも比較をさせてもらいまして、これが20点満点で配点をしておりまして、最優秀者が18.22点、次点者が16.89点ということでした。また、もう一つ、見積書を徴集させていただきまして、この見積書の状況を10点満点で比較しまして、最優秀者が10点、そして優秀者が2点という結果で、二次審査合計で最優秀者123点と優秀者91.67点という結果でございました。

以上でございます。

○坂口委員 余りくどくてもあれでしょうけど、その前に1つ。これが、もし公募してきたグループが1グループのみだったら、入札として成立するんですか。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 公募型プロポーザルということで、いわゆる技術提案書の評価をいたしますもんですから、仮に1者であった

としても、一応、その技術提案書が評価できるものであれば成立すると考えております。

○坂口委員 プロポーザルだからそうなると思うんです。ある一定以上のものという線は引いてからやれば不可ではないけど。そこでやっぱり僕は、これはプロポーザル公募型の欠点だっ
て見てるんです。仮に、これを指名で、県が責任持ってここはこれだけの技術力を持つてるよ
というところを指名して、5グループなり10グループやれば、それだけの優秀なところがしのぎ
を削って、122点から100点の間にずっと入って
くると思うんです。最下位でも、赤字の点数、
不合格になるんじゃないかというぐらいのと、
かなりいい点数、8割どころか9割ぐらいの点
数取るところと、この間がいなかったというの
は、やっぱり今の入札制度をもう少し、一番適
切な方法というのは何なんだろうと。これを今
から100年使っていかなきゃいかん、そして初め
ての試み、機能もそうだし、特に下のほうの人
に優しいなんて環境基準とか、まだ理論的に構
成されてるだけで、実証した例というのはい
んです。これからなんです。経験を持たない理
論なんです。それを評価していくっていうこと
で、今回、これは県もやっぱりやり方を考えて
いかないと、県病院とか、また庁舎とかあるわ
けでしょう。これで本当にいいのかなっていう
のと、しかもヒアリングに対して、自分が提案
したものに対してのデモンストレーションなり
説明なりのヒアリングをやるわけでしょう。こ
こが、だから自分が答えを出しといて、その答
えを出した計算式を示すようなものですよね。
そこで、やっぱり20点満点の16.89っていうのは、
本当にそこは誠意を持って来てるのかなという
のを、僕は疑問を持たざるを得ないんです。自
分がつくつといたものに対して聞いて、これは

どうなってるんですかって、あるいはどういう
目的であなたはこういうことをやったのといっ
たら、いや、こうです、ああですって限りなく100
点に近いものを普通だったら取れるのが常識
じゃないかなという気がしてしょうがないんで
す。ましてや、いろんなことを、なぜこんな、
今、大型の公共事業が、これだけコンクリート
から人へなんて言われてから、それぞれが大変
な目に遭ってるのに少ないのかなっていうのを、
それをいろいろやってると、1つは今言われ
たように、少し民間の事業が動き出したのかな
ということ。

それと、もう一つには、やっぱり東京オリン
ピックあたりに向かって、今のうちに体力を整
えといて準備体操しとかんと、そういった目玉
物件が東京あたりで出てくるわなというのが、
それらが考えられなくもないけれども、全てじゃ
ないのかな。それが全てじゃなかったから、県
としてもプロポーザルに走ってしまって、そう
いうものが事前に、これがもうかなりな参加者
の制約条件になるよっていうふうになれば、県
も違う方向、いわゆる指名入札制度です。だか
ら、指名というものは、あくまでも長い明治時
代からの会計法の中で最終的に日本の知恵とし
て行き着いた方法が指名入札制度だったわけ
ですから。ここんところをもう一回正しく客観的
に評価していかないと、これは極めて心もと
ないことだと思っ
ます。これだけの差がある
ということ自体、じゃあ、本当に企業がそれだけ
の差があったのか。もう一者のほうは宮崎県内
で仕事してないのかどうか。恐らく選考された
ときに、ここはこれだけの実績もあるし、こう
いったものやってるよと、ノウハウを持って
るよということ、あなたも公募を受け付けま
すよということをやられたと思うんですけど、

そこらは何なんですか。目につくような仕事をやってないところなんですか。次点の、落第したほうですね。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 次点者につきましては、代表構成員というのが、県のホームページにも出しておりましたが、日建設計ということで、全国でも一番大手の企業でありまして、非常に実績等も有している企業だと判断しております。

○坂口委員 日建は、規模的にも、そしてノウハウ的にも海外まで相当なものを経験してるところで、だからどうしてこんな点数だったのかなって残念でならないんですけれども、やっぱりここは入り口を通過させるんでなかったのかなと思うけど、そのときに配置予定技術者なんかやっぱり当然出てくるわけですよ。そして、その人の実績とかが裏づけとして来るわけです。だから、ここらも本当にしっかり見られたんかなって。日建という名前で、それは大したもんです。しかしながら、新卒者を採用したら、これは実績持たないですよ。こういうこともあり得る。そんなのをもうちょっとやっぱり真剣にやっついていかないと、本当に限られた財源の中で命がけの金額投資をしてくわけですから。これから100年、言いましたように、まだ例のないようなものをつくるわけですから、中身をもたせようとして。それが1つ。

それと、やっぱりもうちょっと工夫がされれば、防災拠点庁舎ビルなんていうのは、これからの我が社の実績としてどこも欲しいところです。これは営業費をかけて、もうからなくても、ある意味実績として欲しいっていうのがやっぱり大手の本当の心理だと思うんです。そこを、ぜひやっぱり今後生かしてほしいということです。これはもう終わったことで、正規の手続をやっ

て、正規にやってきた。

その中で、僕がちょっと心配するのが、やっぱり県のそういったことに対して将来責任を持つ人。だから、公務員の人たちのみで構成した中でやっぱりこういった業者選定等はやっていかないと、いろんな民間人を入れた中での業者選定で、しかも民間人となると、いわゆる学識経験者みたいなことで、県の方たちがそこに対して反論、徹底してやっついていけるかということ、やっぱり僕はなかなかだと思えます。だから、あくまでもそこは参考意見を聞くためのものとして、オブザーバー的にはいいけれども、意志決定をする中には、やっぱり僕は民間人を入れるべきじゃないと思うんです。責任を持たされないということがです。それが1つ。

それから、今回、もうこれはこれで終わります。今後の建築工事、これに対する考え方ですけど、当然やっぱりさっき言われたように、国内、地元を優先できるような、あるいは資材、骨材等も地産できるような工夫をしての入札制度、分割発注をやっついてこうということで、それは大いに歓迎すべきことなんですけど、問題は、JVでやったとき、建物に対しての、公共物に対しての建築の瑕疵責任です。これは、やっぱり一般的に判例とかを見るとどのようになっているのか。何年間建築した人に瑕疵責任が求められるようになってるのかということ、どのようになっているんですか。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 建設工事につきましては、先ほど坂口委員が言われましたように、県内の受注機会の確保のために工夫をしていきたいと思ってるんですが、まだ今からその方針とかを決定していくということで、私も勉強不足で、瑕疵責任の状況とかについては、今後ももう少しといいますか、勉強させていただ

いていきたいと思っておりますので、済みません、今ちょっとわかりません。

○坂口委員 昔は、瑕疵責任というのがなかったし、なかなか瑕疵の立件、立証というのが難しかったけど、今、やっぱり常識的に、瑕疵責任がありますよってということで、10年、そして20年説も出てきてるんです。そのために、段階確認をしっかりやっていって、やっぱり発注者側の瑕疵、あるいは受注者側の瑕疵っていうものが、しっかり整理できるような管理業務をやっけてかんといかんということなんです。

だから、管理会社というものに対しても、設計したところがあるって、もうこれはその方法を出されたんでしょけど、それも一つの方法だけど、やっぱりこれで補強していくってことが1つと、問題なのは、JVになったときに、特定JVだから1年間でそれはもうなくなってしまうんです。瑕疵が出てきたときに、JVの出資比率が5、3、2だったとしますよね。当然、瑕疵に対しての補償責任も5、3、2になっちゃう。ところが、これから長い間で、20年なら20年の瑕疵責任期間があったときに、会社を廃業していたり、あるいは法人を変えてしまったり、合併してから全く別な法人になることとかありますから。そうなったときに、もともとのこの5の構成比率を出したところは残ってた。そのまんまの法人として、同一人格として残ってた。しかしながら、下の3、2の構成員が、変えてたのが別人格になってしまった。なったとき、そこに瑕疵が求められないってことになると思うんです。

だから、そこらのところもじっくり見据えて。だから、歓迎なんですよ。JVというのはたくさんの方に受注機会を与えて、やっぱり宮崎県の業者がやっぱりいろんな技術をその際勉強し

ていくと。これはもう絶対やらなきゃならないことだけれども、そういった発注者側の瑕疵があったときは、しっかり県民の皆さんに補償できるよってことを担保するって工夫も必要じゃないかなって思うもんですから、今回のある意味反省していただいて。2者しか来なかったということで、こんなに点数に差が出てしまったと。だから、そこところは、やっぱり今回ぜひ生かしていただいて、これはもう県土整備部とか病院のときとか全て、もう一回、これは次に生かすための検証が僕は必要じゃないかなって気がしますから。これはもう要望しておいて、終わります。

○成合総務部長 坂口委員のほうから御指摘いただきまして、ありがとうございます。今回の公募型プロポーザル、私どもも初めての経験でございまして、委員の御指摘のとおり、いろいろ反省する点がございました。

まずは、やはり2者ということで、問い合わせはかなり多かったんですけども、ふたをあけてみて、いろんな事情がありまして少なかつたかなということで反省点でございまして。

それから、公募型、指名型ということで、坂口委員には従前からいろいろ御指摘いただけてるところですが、今回、選定委員の中に県土整備部の建築専門職を入れましていろいろ御意見も伺いましたし、確かに学識経験者の方も入れたんですけども、委員の昨年度の御指摘もございましたので、行政委員のほうを多めにしまして、学識経験者より、委員長についても私が行政委員の代表として委員長になったところでございます。それらのいろんな反省点もございまして、今後、また県土整備部と、あるいはほかの事業部とも連携しながら、御指摘のありました点についていろいろ検討をさせていただきます。

たいと思います。

それから、最後にございました分離発注。これは、やはりせっかくこれだけの庁舎、費用は県民の税金を使うわけでございますので、できるだけ地元にお金が落ちる形でしっかりと取り組んでいきたいと思っております。御意見も踏まえながら取り組んでいきますので、また今後とも御指導お願いしたいと思っております。

○坂口委員 ぜひよろしく申し上げます。もう分離、分割、できるだけ地元というのは大歓迎なんです。ただ、そこで、さっき言いましたように、しっかり担保させるっていうこと。将来にわたって責任を持たせられるようなことが、その期間中、やっぱり担保できるっていう工夫をしとかなないと、企業名がぼっと変わっただけでそこに瑕疵を求められなくなる。こういったJVの一つの欠点が、今後やっぱりこういう新たな工法なり新たな機能を求めたような初めてつくるもの、建ってみて初めて100年もちましたとか、大概な維持管理がかかってきましたとかいうのが、これから経験していくわけです。そこを、しっかりまた可能な限り予測しながらというのも一つお願いするということと、今言われたように、民間人には公権力というものは一切県民は負託していないということです。また、公権力を行使する権利というものもその人は持ち合わせていないということ。だから、これだけの大きい契約相手方を決めるための相当な決定のための比重を持つ部分にそういう人たちを介入させるということは、やはり行政としては避けるべきだということ。これはもう明言しておきます。公権力を持ってないということなんです。その人らに意志決定の中の主導権を持たせちゃいかんということ。これは、もうぜひお願いしたい。

○清山委員長 ほか、ございますか。

○高林税務課長 坂口委員の、先ほどの地方消費税清算金の関係がございましたけど、その中で、先ほどの話では、私のほうでちょっと交付金の話を申しましたけど、いわゆる地方消費税清算金、国との清算のほうについて説明をさせていただきます。

それにつきましては、清算基準が、これまで商業統計であるとか国勢調査の人口、それと従業員数でありまして、ウエートとしましては、商業統計のほうのウエートが8分の6だったんですが、これはこのまんま27年も8分の6でございます。

また、国勢調査の人口のほうについてですが、これは従来の8分の1から20分の3に引き上げられております。

それと、事業所統計の従業員数につきましては、これは8分の1から20分の2ということで、これが引き下げになっておりまして、これによりまして、本県の支払いについてはたしか0.83ぐらいだったと思うんですが、これが今度は0.86というふうに0.3ポイントほど上昇はしてるところでございます。

この影響で、当初で清算金の比較をしてみたところ、約15億円ほどふえると見込んでいるところでございます。

説明は以上でございます。

○坂口委員 15億円ぐらい……。とにかくこれはもう目的税で、いわゆる地方が担うべき高齢者福祉、これに対して。そしてあと、医療とか年金とかいうのは、これはもう国がやるべきことだからこれは別にして、問題は高齢者だと思うんです。そののところがしっかりやっぱり配分させていかないと、今後の県の地方創生での第2の人生を宮崎でなんていうのにも、結果的

にやっぱり負担がふえて入りが少なくなるなっているようなことの、元方、火種を確保できないということにもなりますんで、これはぜひ。目的税だから、目的に沿って戻せてというのは理論的に正しいわけですから。使われた額をそこに戻そうっていう通常の税金じゃないわけですから。ただ、ぜひここは、多分そこを改善しかけてきたっていうことは、これは大きなやっぱり一つの切り口を地方に与えたっていうことになると思うんです。だから、窮乏県、特にやっぱり事業所とか、第2次、第3次に就労する人たちが少ない自治体、県、ここらがやっぱり連携してやるべきだと思うんです。ぜひお願いしておきます。

○清山委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 以上をもって総務部を終わります。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時13分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が総務政策常任委員会委員となったところでございます。私は、このたび委員長に選任されました宮崎市選出の清山でございます。

一言御挨拶を申し上げます。

河野県政2期目もスタートしまして、我々県議会議員も、先般、県議会議員選挙を行いました。新たにさまざまな県民の思いを受けとめたところでございます。気持ちを新たに、また本年、建設的な議論を進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、引き続き、委員の皆様様の御紹介をいたします。

私の隣が、串間市選出の島田副委員長でございます。

次に、向かって左側でございますが、児湯郡選出の坂口委員でございます。

小林市・西諸県郡選出の丸山委員でございます。

都城市選出の星原委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、都城市選出の満行委員でございます。

宮崎市選出の新見委員でございます。

都城市選出の来住委員でございます。

書記の紹介をいたします。

正書記の鬼川主幹でございます。

副書記の日高主任主事でございます。

では次に、部長の御挨拶、幹部職員の御紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○茂総合政策部長 このたび総合政策部長を拝命いたしました茂でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

これからは、座って説明をさせていただきたいと思っております。

当部は、経済・雇用対策、地方創生、総合交通網や物流、中山間地対策、多様な主体による協働の推進、県政情報の効果的な発信など、幅広い分野で県民生活と密接につながる業務を所管しております。今年度は、当部の所管いたします県総合計画であります未来みやざき創造プランにつきまして、これからの4年間に取り組む具体的な政策の工程や目標をお示ししますアクションプランを作成し、みやざき新時代を切り開いていくために、我々職員一丸となって積極的に全力で取り組んでまいり所存でございます。

ので、委員の皆様方の御指導と御支援を心より
お願い申し上げます。

それでは、総合政策部の幹部職員を紹介いた
します。

お手元の委員会資料の1ページをお開きくだ
さい。

政策推進担当次長の金子洋士です。

県民生活担当次長の興梶正明です。

総合政策課長の井手義哉です。

秘書広報課長の中原光晴です。

広報戦略室長の菊池修一です。

統計調査課長の奥野厚子です。

総合交通課長の野口和彦です。

中山間・地域政策課長の石崎敬三です。

フードビジネス推進課長の黒木義博です。

生活・協働・男女参画課長の村上悦子です。

交通・地域安全対策監の壹岐幸啓です。

文化文教課長の神菊憲一です。

人権同和対策課長の吉田信夫です。

情報政策課長の青出木和也です。

県議会担当総合政策課調整担当主幹の中尾慶
一郎です。

以上でございます。よろしくお願いいたしま
す。

次に、総合政策部の組織等について御説明い
たします。

委員会資料の3ページをお開きください。総
合政策部の組織一覧表を記載しております。

まず、部の組織でございますが、本庁10課1
室、出先4機関で構成いたしております。

アンダーラインを引いた部分が昨年度からの
変更点ですが、今年度より、文化文教・国際課
を文化文教課に改称しております。これは、国
際戦略を総合的・効果的に推進するため、国際
及び旅券に関する業務を商工観光労働部に移管

したことによるものであります。

また、中ほどの右側でございますが、中山間
・地域政策課に移住・定住推進担当を新設して
おります。これは、移住・定住対策等を積極的
に推進するために設置したものであります。

また、上のほうになりますけれども、地方創
生に係る施策等の総合調整を行いますために、
総合政策課の地方分権推進担当を地方創生推進
担当に改称しております。地方創生に関する取
り組みにつきましては、今後、本県の人口ビジョ
ン・総合戦略を策定しまして、市町村と連携し、
さらに積極的に取り組んでまいりたいと考えて
おります。

次に、5ページから7ページにかけて、
本庁各課の所管業務を記載しておりますが、こ
ちらにつきましては後ほどごらんいただければ
と思います。

次に、9ページをお開きください。

総合政策部の平成27年度一般会計当初予算額
は、一般会計の表の一番下の合計欄にあります
ように、123億9,679万9,000円で、26年度当初予
算と比較しまして18億2,843万4,000円の減、率
にして87.1%となっております。これは、平成27
年度の当初予算案が、人件費等の義務的経費や
経常的経費を中心とした、いわゆる骨格予算と
して編成されたことなどによるものであります
が、早急に対応が必要となる経費につきまして
は、県民の生活に影響が生じることのないよう、
予算案に計上したところであります。

また、宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
額につきましては、その下の表にありますよう
に、25万9,000円で、昨年度と比較して5,752
万6,000円の減、率にして0.4%となっております。

なお、今回、計上を見送っております政策的

経費等につきましては、今後、十分な検討を行いました上でいわゆる肉付け予算として6月補正予算で対応したいと考えております。

次に、おめくりをいただきまして、資料の10ページをごらんください。

これは、平成27年度の総合政策部に関する主な重点施策関連事業等を整理したものであります。

まず、1の人口減少問題の克服の「宮崎県市町村間連携支援基金事業」につきましては、市町村が連携して取り組みます広域的な活力の創造に資する事業の立ち上げを支援するものであります。

次に、2の将来の発展と地域を支える人財づくりの中の3つ目、「地域で生涯現役活躍支援事業」につきましては、NPO・ボランティアの育成や活動を支援することによりまして、県民が生涯にわたり社会貢献活動を行い、地域において活躍できる社会づくりを進めるものであります。

また、その下の、「一人ひとりが尊重されるみやざきづくり人権啓発推進事業」につきましては、行政、企業、NPO、各種団体等が一層の連携を図りながら、一人ひとりが尊重され、誰もが持てる力を発揮し、いきいきと活躍できる社会づくりに向けたさまざまな取り組みを推進するものであります。

3の宮崎のおもてなしの磨き上げと魅力の発信の中の3つ目の「宮崎国際音楽祭第20回記念事業」につきましては、4月29日から5月17日にかけて開催しました宮崎国際音楽祭におきまして、20周年記念ガラコンサートなどの記念プログラムを開催したところであります。

11ページでございますが、4の本県のさらなる発展に向けた長期的・継続的取組の中の下か

ら2つ目、「みやざきフードビジネス雇用創出プロジェクト推進費」につきましては、食品製造業における人材確保やマッチングを推進することによりまして、食関連産業の成長産業化による雇用の創出を図るものであります。

次に、おめくりいただきまして、12ページをお願いいたします。

ここでは、平成26年度2月補正予算で措置しております「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業」のうち、当部関係の主な事業を整理しております。これは、国が創設しました、いわゆる地方創生交付金を活用しまして、地方創生の取り組みを先行して実施するものでありまして、本年度に予算を繰り越し、事業を実施することとしております。

主なものといたしまして、1の地域消費喚起・生活支援型の「宮崎を回ろう！公共交通企画切符発行事業」につきましては、周遊型の企画切符を割引価格で発行することによりまして、公共交通を利用する観光客の増加と地域経済の活性化を図るものであります。

2の地方創生先行型の事業のうち、上から3番目、「公共交通利用促進基盤整備事業」におきましては、宮崎港カーフェリー人道橋のバリアフリー化、さらには県内交通機関へのICカードの導入補助等によりまして、公共交通機関の利便性を高めることとしております。

また、その下の「移住・U I J ターン強化事業」におきましては、移住・求人情報の提供や相談・サポート体制を整備しまして、人口減少対策の一つの柱として、県内への移住・U I J ターンを促進することとしております。

なお、13ページの最後に挙げておりますが、県の地方人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しますとともに、各種施策の

推進を図るために、「まち・ひと・しごと創生実現事業」によりまして、必要な経費を措置しているところでございます。

続きまして、その他報告事項でございます。

お戻りいただきまして、表紙から1枚おめくりいただきまして、左側の目次をごらんいただきたいと思っております。

V、その他報告事項に記載いたしておりますけれども、今回、「みどりの愛護」のつどいに係る行啓についてを初めといたしまして、合計で4件の報告事項がございます。詳細につきましては、担当課長から御説明いたします。

私からの説明は以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○中原秘書広報課長 秘書広報課でございます。

資料の15ページをお開きください。

第26回全国「みどりの愛護」のつどいに係る行啓について御報告をいたします。

資料にありますように、皇太子殿下におかれましては、5月30日に県総合文化公園で開催されます全国「みどりの愛護」のつどいへの御臨席と地方事情御視察のため、あさって5月29日から30日まで、2日間本県に行啓をなさいます。殿下の本県への行啓は、平成14年の第38回献血運動推進全国大会以来、13年ぶりとなります。

御日程につきましては、29日の正午ころに宮崎空港に到着され、綾町の綾中学校、国際クラフトの城を御視察の後、夕方、宿泊先のシャラトン・グランデ・オーシャンリゾート到着後に知事から県政の概要を御聴取いただきます。

翌30日は、午前中、県総合文化公園のメディキット県民文化センターで開催されます第26回全国「みどりの愛護」のつどい式典に御臨席をいただき、公園内での記念植樹や、あわせて県立美術館のコレクションの御視察を予定してお

ります。昼食を挟みまして、午後は、宮崎市阿波岐原町にあります児童養護施設みんせいかんを御視察後、午後3時過ぎには空港を御出発される予定となっております。

殿下の御滞在中、星原議長には、知事とともに殿下への随行をお願いしますとともに、議員の皆様には、つどいを所管します県土整備部から式典への御出席を御案内させていただいたところであります。御協力をよろしくお願いいたしますと存じます。

また、本日の新聞広告では、殿下の車列の道筋や各地の通過時間をお知らせしておりまして、県民の皆様への周知を図りながら、各訪問先や車列が通過する沿道におきまして、心をこめた盛大な奉迎をいたしたいと考えております。

これらを通じまして、殿下の本県に対する御理解を一層深めていただきますとともに、この緑の美しい季節の御来県が思い出深いものとなりますよう、全庁挙げてしっかりと準備をしまいたいと考えております。

報告は以上であります。よろしくお願いいたします。

○石崎中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課でございます。

資料の16ページをお開きください。

宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターについてでございます。

先ほど、部長から予算の関係で御説明いたしました移住・UIJターンの強化に関するものでございまして、1の概要にございますとおり、移住・UIJターンのワンストップで対応できる情報発信・相談拠点として、東京・有楽町のふるさと回帰支援センター内に、また、県内におきましても、宮崎駅前KITENビルのみやざきJOBパーク+（プラス）内に開設し

ております。本県の持つ豊かな自然、暮らしやすさ、快適な生活環境等をPRするとともに、実際に必要な仕事や住まいの情報を一元的に提供してまいります。

なお、開設当初、「みやざき暮らしUIJターセンセンター」と称しておりましたが、宮崎の新しいプロモーションのキャッチフレーズ「日本のひなた 宮崎県」の展開と連動いたしまして、名称を「宮崎ひなた暮らしUIJターセンセンター」、略称を「宮崎ひなた暮らしセンター」としたところでございます。

次に、2の内容についてでございます。

まず、東京支部とございますが、こちら、4月22日から本格稼働をしております。場所は、JR有楽町駅前、立地及びアクセス条件のよい東京交通会館6階のふるさと回帰支援センター内となります。

開所時間は、火曜日から日曜日の午前10時から午後6時まで、移住相談員1名、就職支援相談員2名を配置しての対応となります。

業務内容といたしましては、首都圏でのワンストップ・対面での本県の暮らし・仕事等の情報提供、移住相談会、移住セミナー、就職に関するセミナー、企業との交流会、就農相談会等の開催、大学等を回っての潜在的な移住・UIJターン希望者の掘り起こし等を行うこととしております。

なお、6月7日日曜日に、知事が出席の上、オープニングセレモニー、看板かけになりますけれども、開催することとしております。

次に、宮崎本部につきましては、4月6日から本格稼働しておりますが、場所は宮崎駅前のKITEN3階みやざきJOBパーク+（プラス）内でございます。

開所時間は、月曜日から金曜日の午前9時から

午後6時まで、移住相談員2名、就職支援相談員2名の配置となっております。

業務内容といたしましては、移住全般の相談対応、市町村との連携・情報収集、県内の職場の開拓や都市部人材とのマッチング等を行うこととしております。

場所につきまして、あと、レイアウト等につきましては、資料の17ページに掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

なお、18ページには、参考までに平成26年度2月追加補正予算で措置をいたしました移住・UIJターン強化学業についての資料をつけております。この資料の2の(4)の②移住・UIJターン相談・案内体制の整備、これに基づきましてセンターは設置したものでございます。

説明は以上でございます。

○神菊文化文教課長 文化文教課でございます。

委員会資料の20ページをお開きください。宮崎県総合教育会議の設置等でございます。

まず、1、総合教育会議についてでございますが、本年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、全ての地方公共団体の首長に対して、首長と教育委員会で構成される総合教育会議の設置が義務づけられたところであります。

また、首長は、本会議において、国の教育振興基本計画等を参酌して、教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱、いわゆる大綱を策定するとともに、本会議においては、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行うこととなります。

次に、2、本県の対応でございますが、本県では第1回会議を先月16日に開催し、総合教育会議の設置及び運営等について、また今月18日には第2回会議を開催し、大綱骨子案について

協議を行ったところであります。

次に、3、大綱の策定についてでございますが、大綱は教育、学術及び文化の振興に関する施策について現状や課題を把握し、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、宮崎県総合計画の長期ビジョン及びアクションプランを踏まえて策定する必要があると考えております。

次に、4、大綱の骨子についてでございますが、お手元の資料の右図をごらんください。

まず、大綱の名称でございますが、「宮崎県教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する施策の大綱」としております。名称にスポーツを加えておりますのは、新しい豊かさを実現するとともに、地域づくりや人財づくりの観点からスポーツは重要であること、また平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催や2巡目の国民体育大会への取り組みなども見据えたものとするためであります。

それでは、骨子について御説明いたします。

大綱の骨子となりますのは、点線で囲んでいる部分であり、参考としまして、右側に各基本方針に関連する主な取り組みの例を記載しております。

まず、目指す将来像でございます。大綱の目指す将来像としましては、「未来を担う人財が育ち、人が躍動する社会」と、「心豊かに、文化・スポーツに親しむ社会」の2点であります。

未来を担う人財が育ち、人が躍動する社会につきましましては、少子高齢、人口減少社会の中、希望と活力のある本県の未来を築いていくためには、その原動力となる将来世代の人財づくりが重要であり、また県民一人一人が生涯を通じて学び、産業や地域において個性や能力を最大限発揮できる社会づくりを目指す必要があるこ

とから、1つ目の目指す将来像として掲げたものであります。

次に、心豊かに、文化・スポーツに親しむ社会ですが、文化・スポーツに親しむとともに、多様な個性や能力を最大限に発揮できる社会にしていく必要があることなどから掲げたものであります。

次に、基本方針でございます。

1つ目の、未来を担う人財が育ち、人が躍動する社会の基本方針は、将来世代の育成促進、産業人財・地域人財の育成促進など、3点を掲げております。

次に、目指す将来像の2つ目、心豊かに、文化・スポーツに親しむ社会の基本方針については、文化に触れる機会の充実、スポーツに触れる機会の充実など、3点を掲げております。

以上が基本方針でございます。

なお、本大綱の対象期間は、知事の任期やアクションプランの計画期間が4年間であることなどを考慮し、平成27年度から平成30年度までの4年間とすることとしております。

資料の左側のページにお戻りください。

5の今後のスケジュールについてでございます。7月上旬に第3回会議を開催いたしまして、大綱(案)について協議をする予定でございます。8月下旬に、第4回の会議を行うこととしておりまして、大綱の策定について最終協議を行った上で、9月中旬には大綱策定・公表したいと考えております。

文化文教課からの説明は以上でございます。

○青出木情報政策課長 情報政策課でございます。

委員会資料の22ページをお開きください。

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度につきまして御説明させていただきます。

まず、1の制度の趣旨についてでございます。

マイナンバー制度は、国や地方公共団体などが保有しております個人情報を、それが同一人物の情報であるということを確認するために新たに導入される仕組みでございます。社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民の皆様にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤となるものでございます。

次に、2の制度のポイントでございます。

まず、①であります。ことし10月から通知カードによりまして、住民の皆様お一人お一人にマイナンバーが通知されます。通知カードは、世帯ごとに簡易書留により送付される予定となっております。

次に、②でございます。年が明けまして、平成28年の1月から、社会保障、税、災害対策という3つの分野に限定してマイナンバーの利用が開始されるということになります。

次に、③でございます。これも同じく、平成28年1月からとなりますが、申請された方に対して、本人確認のための身分証明書としても使用できます個人番号カードの交付が始まるということになります。

次に、3のこれまでの取組と今後の対応についてでございます。

①は、県庁内の状況ですが、庁内の関係課とのワーキンググループを設置しまして、情報共有や情報システムの改修の検討などを実施してきております。

次の②は、県と同様、準備が必要となっております。市町村との連携についてでございますが、こちらでも連絡会議を設置いたしまして、情報交換や個別の相談支援を実施しているところでございます。

最後の③は、制度の広報についてございま

す。昨年度から、県庁ホームページでの制度説明、ショッピングセンターや県庁本館でのパネル展示などを通じまして広報を行っているところでございますが、今後とも、国や市町村と連携しながら、出前講座等を通じまして、きめ細かく広報を行っていく予定としているところでございます。

次に、23ページをごらんください。

今後の予定でございますが、左側のほうに白抜き文字で時期を、そして右側のほうに主な予定を記載しております。先ほども御説明いたしましたとおり、本年10月から、通知カードによりましてマイナンバーが通知されます。次に、平成28年1月から、マイナンバーの利用と個人番号カードの交付が開始され、平成29年1月からは、専用ホームページ、「マイナポータル」という名前でございますが、こちらでマイナンバーを用いた自分の個人情報のやり取りを確認できるようになる予定となっております。そして、平成29年7月からは、国や地方公共団体のシステムがつながりまして、本格稼働となる予定となっております。

最後に、制度導入後の例といたしまして、行政への申請の際における添付書類の削減の例を示しております。左側のほうに現在の添付書類が必要な申請手続、右側に制度導入後の添付書類が不要となる場合を図示しております。簡単な図でございますけれども、流れをイメージしていただく際の参考としてごらんいただければと思います。

情報政策課からの説明は以上でございます。

○清山委員長 執行部の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

○満行委員 マイナンバーについてお尋ねいたします。

もう1月、来年から始まるんですけれども、ほとんどの住民は知らない状況だと思います。私は、行政におりましたので、早く拡大もするべきだとは思っていますが、私の周りには、慎重な人、反対の人といっぱいおられますが、その啓発に向けて国、県、市町村に役割があるだろうと思いますが、国と県、市町村の啓発の状況についてお尋ねいたします。

○青出木情報政策課長 国のほうでは、3月からテレビの広報等も始まったところでございますけれども、県のほうでも、県庁でのホームページ、それから県のフェイスブックでの記事の掲載等を始めまして、また先ほど申し上げましたショッピングセンター、具体的にはイオンモール宮崎でございましたけれども、こちらでのポスターの掲示、あるいは県庁本館でのパネル展示等を行ったところがございます。また、出前講座ということで、お問い合わせ、申し込みいただいたところに、私どものほうで出かけてまいりまして、制度の概要について御説明をしたり、いろいろとお問い合わせに答えているというようところがございます。

市町村におかれましても、それぞれの広報の予定を考えていらっしゃるようでございますけれども、私どものところで現在把握しているところでは、10月の通知に合わせての広報等を考えていらっしゃるような状況でございます。

今後とも、さまざまな各種団体等の会議での説明ですとか、あるいは新聞、広報紙での告知、あるいは市町村にある各図書館ですとか、そういうところでの広報なども通じまして、県民の方々に正確な情報をお伝えしてまいりたいと考えてるところでございます。以上でございます。

○満行委員 どうあれ、10月には各世帯に来る

わけですよね。もう10月は非常に心配で、全国、大混乱するんだろうと思います。今すぐ、混乱が少しでも解消できるように、啓発をよろしくお願いしたと思います。以上です。

○清山委員長 ほか、質疑ございますか。

○坂口委員 認識がおぼろなんですけど、ちょっと教えてほしいんですが、住民基本台帳か何かの番号制があったんですよね。あれ、何だったのですかね。今、一人一人持つてるの。住基ネット……。何だったのですかね。

○青出木情報政策課長 今、委員からお話ございました住民基本台帳のほうの制度が現在ございまして、そちらのほうは、各市町村で住民の方々全ての個人に関する情報等を管理してるわけでございますけれども、使用目的が非常に限定されておまして、今度はそれをベースに新たな個人番号をつくりまして、先ほど申し上げました社会保障、税、そして災害対策と、この3つの分野で広く活用できるようにということで、言ってみれば、住民基本台帳の制度を発展的に拡大していくような形でこの制度ができているとお考えいただければよろしいのではないかと思います。

○坂口委員 ですから、結果的に、番号が1つになってしまって、この番号の中にそれは吸い込まれていくっていう吸収合併的な作業がなされて、番号は1つになるわけでしょう。2つ持つというと、すごく混乱するし、何かここらのところの整合性等の心配があるんですが、その番号は最終的にどうなるんですか。住基……。

○青出木情報政策課長 恐れ入ります。御心配のとおりだと思いますけれども、住民基本台帳の制度はこれからも残りまして、そちらのほうでの番号もそのまま残るとい形になります。それとは別に、マイナンバーの個人番号という

のが生成されるんですけども、こちらのほうは住民基本台帳にございます番号をベースに生成されるんですけども、お一人お一人見た目には全く関連のないような、例えば通常我々が考えます番号といえ、頭に県の番号があつて、市町村の番号があつて、世帯の番号があつてというようなイメージになりますけれども、全く別々の、例えば同じ世帯の方々であっても関連性が全くわからないような、よりセキュリティに配慮した、そういう番号を新たに生成されると。

番号がいろいろと出てくるのは、煩雑になるような感じもいたしますけれども、それぞれの制度の目的ごとに番号を管理するというような形で、マイナンバーについては新たな番号を利用すると。

なお、住民基本台帳のほうの番号というのは11桁なんですけれども、こちらのマイナンバーのほうでは12桁の番号を新たに生成するというところになっているところがございます。

○坂口委員 ですから、一本化は容易にできると思うんです。容量がもう全然違うわけですから。10の階乗になる、倍になるわけですか。だから、それ一本化されてないってなると、むしろ問題だと思うんです。一本化されて、その中に含んで。

いろんな目的ごとに、それは我々の都合じゃなくって、役所の事務整理上の都合ですから。それを一本化しなかったのはなぜなんですか。

○青出木情報政策課長 ももとは住民基本台帳の場合に、先ほど申し上げましたように、非常に用途が限定されていると。それを改正する形ではなくて、新たな制度として社会保障・税番号制度ができた関係で、そちらはまた独立した番号としてよりセキュリティの高い、簡単に

はそれぞれの関係が類推されないような番号をつくることによって、利便性は考えながらも（発言する者あり）というような形で制度はつくられております。

○坂口委員 いや、だから、かなり精度の高いいいものができて、容量がいっぱい余ってるわけでしょう。その中にそれをぽこっと入れて、番号を一つにしたほうが混乱は起こらないし、使い勝手はものすごくよくなると思うんです。だって、もう今、僕は何番もらってるかって、それは忘れてるんですけど、今度2つ持って、何だったかなって、「それはおじさん、それはゆうちょ貯金の口座番号やない」とか、そんなこと、番号ばかりあふれてます。

今回、10の2乗倍ぐらい容量を持った番号が渡るわけですから、その中に市町村分をぽこっと入れることって簡単なことじゃないですか。今後、また必要っていったら、それも入れられるっていうことで。ワンセグと一緒にすよね。一つあけた、そして今度デジタル化したことで、ものすごい容量がふえましたよね。そんな隙間だらけのところ、何もそこはもうこれしか入れないよ。そして、こっちはものすごく機密性も高いし、ロックもしっかりかかりますよ。それ、心もとないですよ。でも、それはそれで使ってなんていうの、これはやっぱりちょっと合理的じゃないような気がするんですけど、そこらなぜできなかったんですか。

○青出木情報政策課長 例えば、実際の市町村の窓口などに私どもがまいりまして住民票を取るとか、そういうときには別にマイナンバーの番号等を入れる必要はないわけですけども、それぞれ例えば社会保険の番号でございますとか、あるいはクレジットカードの番号ですとか、いろんな番号がたくさんあるわけでございます。

そういうものを全部一つに例えば仮にまとめる
としますと、非常に使い勝手はよくなるわけな
んですけれども、一回番号が出てしまったとき
に、全てが（発言する者あり）という考えに基
づいて新たな番号……。

○坂口委員 ものすごく安全性が高いんだっ
たら……。そんなあやふやなものだめですよ。
それは未完成ですよ。安全性がものすごく確立さ
れててしっかり守られてると、だからいいんだっ
ていうことだったら。まだ心もとないもの、そ
の中に放り込んで、いっぱい空き家があるわけ
ですよ。我々も2つ番号持つ必要がないんだか
ら、なぜできなかったんでしょうかねって。そ
のできなかった欠点とか、あるいは問題点がど
こにあったんでしょうっていうことをまず教え
ていただいて、それを今後の研究課題として僕
らは持ちたいっていう、そんな質疑なんです。

○青出木情報政策課長 最初の住民基本台帳の
場合と、このマイナンバーの場合でございます
が、そもそものよって立つ法が違う関係で、そ
れぞれ別のものになっているところでございま
すけれども、委員おっしゃるように、それなら
マイナンバーができたのであれば、逆にそれに
全部合わせてしまえばというお話は確かにある
うかと思えます。

ただ、このマイナンバーに関しては、委員も
御心配のように、それが安全なものであるなら
ば、それにほかのも全部収れんしてもいいん
ではないかというお話もあろうかと思えますけ
れども、逆に、そのマイナンバーは漏れないよ
うに、制度上、システム上はしてるわけなん
ですけれども、いろいろと皆さん方の御不安
とかそういうことも多いということで、ま
ずは先ほどの3分野に限ってスタートすると。

今後は、民間等での利用ですとか、そういう

ところも制度開始後3年以内という話がござ
いますけれども、そういうところでの利用は検
討していくということになっておりますので、
今後、この番号を基礎に、この番号を中心とし
て、いろいろなところでの利用の分野は広が
っていくのではないかと考えているところでござ
います。

○坂口委員 まだそのレベルなら、セキュリ
ティがしっかり確保されてるということは、こ
れは説明すべきじゃないと思うんです。やっ
ぱセキュリティについても、今後検証してい
って、比較、対処をされる、そのレベルだ
と思うんです。本当にセキュリティがしっ
かりしてれば、そこに全てを入れていく
べきです。防火対策の金庫の中に、木の箱
から重要書類を移すような作業をするとい
うことがなされるべきだと思うんです。

法律の問題を言ったけど、それは戸籍法だ
か、あるいは福祉関連の法律だかわかんない
けど、そんなの修正すればいいだけのこと。
それは役所の仕事としてやればいだけで、
やっぱり国民の方々に、いかにサービスの
質とそれから煩わしさとかそういった労力、
その負担を軽減させるかというのが今回
のマイナンバーだと思うんです。その
ところ、何とかならないんなら、セキュ
リティがしっかり確保されましたとい
う説明は、後で問題を起こすことになる
から、それはこういった公式な場所でセッ
トすべきじゃないと思うんです。まだ
まだ不安はありますということにとど
めておかないと。でないと、どうも一
本化しなかったことへの合点がいか
ないです。

○青出木情報政策課長 私どもも、委員
がおっしゃるような疑問等は全くないか
といえ、国と話す場面ではそういう話
もございまして、国のほうの御説明を、
私どもが何度も確認

しますと、セキュリティは一方でちゃんと守りますと。ただ、一方ですばらは範囲を限定して、その中でちゃんと運用してまいりますということでございますので、また私どもが、機会あるごとに国のほうにいろいろと御説明等、確認をしてみたいと考えております。

○坂口委員　そういうこと言ってるんじゃないかって、なぜ一本化できなかったかの合理性が見出せない。そんなにすばらしいもので、作業もいとも簡単にできて、それを使用する側もすぐくやっぱり負担が軽減されるとなれば、これは当然組み込むべきじゃなかったのか。それができなかった理由は何なのかってなったときに、セキュリティなり使い勝手の悪さが出てきますという理由があれば、それを説明すべきで、すばらしい入れ物ができましたけれども、ほかの人は入れませんなんてこと、そういう説明をやるべきじゃないっていうのを今言ってるんです。だから、入れられなかった、率直にそこんところの問題点をやっぱりここで説明してほしいってこと。

○青出木情報政策課長　先ほどの住民基本台帳との関係でございますけれども、もともと住民基本台帳のほうで使っております番号は、もともと今回のようなマイナンバーで考えているような利用の想定をしていなかったと。そうであるならば、先ほど委員がおっしゃったように、運用のほうで、あるいは変えてしまえばいいんじゃないかと。それも確かにあるんですけども、最高裁のほうで、住民基本台帳に関して使用を限定するという判決が出ているというのもございます。また、マイナンバーに関してパブリックコメントをとったときにも、新しい番号を利用するほうがいいという声が多かったというのが主な理由だということで、今のところ

説明がなされてるという状況でございます。使い勝手と、それからセキュリティと両方ある中での、現状はそういう形での制度設計となるところでございます。

○坂口委員　またそんなになるとややこしいんですけど、最高裁の判例というのはいつの判例なんですか。

○青出木情報政策課長　少々時間をいただいでよろしいでしょうか。

○坂口委員　聞きたいのは、その後でできた制度ならば、それは最高裁の判例にならないです。新たなシステムができたとしたら。過去、それがなかったときの判例なら、これ以上いいものはないから勝手なことやっちゃだめだよって判例でいいけど。ただ、そこんところがどうも合点がいかない。だから、そんなにすばらしいものができたんなら、法律とかそういったもの、憲法でさえ変えようという、今、そういった声もあるわけです。法律、ルール、規約なんていうのは、我々の利便性の向上とか公平性、安全性、そういった総合的にプラスになるってことを決めてくのがそういうルールです。世の中が変わっていけば、それを改正するのも、それも一つの作業です。だから、法律だ、制度なのは、変えるために生まれてきてるって言うていいぐらい、やっぱ今、世の中の進みは早いです。特に、科学技術の分野なんていうものは、想定されないことがいっぱい後追い後追いでやっていってるじゃないですか。でも、今回は想定される説明がされたやないですか。セキュリティがものすごくいいんだ、容量だってすごいんだということ。そしたら、それをなぜそこに入れなかったのという素朴な疑問をお尋ねしてるわけで、だからそういう問題があるなら、まだ問題があるが、前のよりは改善されてるん

だという説明に終わらないと、今の完璧なものができた説明でしか、僕ら、聞こえなかったです。そここのところを訂正してほしいということ。公式の場ですから。まだ問題点があって入れないのなら。それを、より完璧なものを求めていく3年間の今後の試行期間があって、見直しがそこでなされるだろうっていう含みまで説明していただければ、それはもう万全な説明になると思うんです。万全でなくても、より僕が聞きたいことへの説明になるんだと。

○青出木情報政策課長 恐れ入ります。私どものほうが、国のほうからいろんな場で説明を受けておりますのは、あくまでセキュリティに関しては、今考えられる最高の対策をとって制度設計をしていると。一方では、先ほど申し上げましたような住民基本台帳のほうの番号につきましましては、そのまま使えないと。それは、住民基本台帳のほうに関する裁判でございますけれども、それはそれで、その判決を尊重した上で今回の制度設計がなされておきまして、法律で一応今回、先ほど申し上げました社会保障、税、災害対策の3分野に関してまず利用するんだというところ、私どもは説明を受けてるところでございますので、委員おっしゃいますように、確かにそれでは内容的に矛盾があるんじゃないかという御懸念もあろうかと思えます。ただ、私どもといたしましても、法の趣旨に従いまして、その運用を図っていかねばならないと考えておりますので、御理解いただければ。

○坂口委員 どうもくどくなるからやめますけど、法の限界だったら、これはずっと今後とも二本立てです。だけど、検討があるってことは法の限界じゃないと僕は思います。だから、試行期間だってことにしといて、ここに完璧さを

答弁されるのは僕は間違いだと思う。法の限界だったら、もうこれはやっぱり今後二本立てでいくことになると思うんです。そここのところ、本当に法の限界なのかどうなのか。これはもう説明いいですけど。くどくなり過ぎる。とにかく疑問を持ってるってことです。そんなすばらしいものができたのに、何で一元化しないのかっていう疑問がありますよということ。これを研究していただくことを要望しておきます。

○清山委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上をもちまして総合政策部を終わります。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時5分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が総務政策常任委員会委員となったところでございます。私は、このたび委員長に選任されました宮崎市選出の清山でございます。

一言御挨拶申し上げます。

平成27年度の委員会を始めるに当たって、私ども県議会も選挙を終え、また新たな気持ちで新しい任期に臨んでおります。また、皆様方と建設的な議論を積み重ねてまいりたいと思いますので、何とぞこの1年よろしくお願い申し上げます。

それでは、委員の皆様を紹介いたします。

私の隣が、串間市選出の島田副委員長でございます。

次に、向かって左側でございますが、児湯郡選出の坂口委員でございます。

小林市・西諸県郡選出の丸山委員でございます。

都城市選出の星原委員でございます。

向かって右側ですが、都城市選出の満行委員でございます。

宮崎市選出の新見委員でございます。

都城市選出の来住委員でございます。

書記の紹介をいたします。

正書記の鬼川主幹でございます。

副書記の日高主任主事でございます。

次に、会計管理者の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明をお願いいたします。

○舟田会計管理者 会計管理者の舟田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

私ども会計管理局では、予算の適正な執行、また公正な会計事務の確保、こういったものに今年度も引き続き精いっぱい取り組んでまいりたいと考えておりますので、清山委員長を初め、委員の皆様方には御指導いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、座りまして説明させていただきます。

お手元の委員会資料1ページをお願いいたします。

会計管理局の幹部職員の名簿となっておりますけれども、課長以上の職員を紹介させていただきます。

私の向かって左隣になりますけれども、会計管理局次長の酒井正英でございます。

2列目になりますが、局参事兼会計課長の井上直三でございます。

続きまして、会計課の組織及び分掌事務につきまして御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

まず、組織についてであります。課長、2

名の補佐のもと、総務担当など6担当の組織となっております。会計管理局といたしましては、4月1日現在、会計管理者以下39名となっております。

次に、3ページをごらんください。

分掌事務でございますが、具体的な業務の主なものといたしましては、予算を執行する各所属の会計書類の審査及び指導、日々の支払準備金の確保及び国庫補助金の市町村への交付等でございます。

最後になりますが、4ページをお願いいたします。

会計管理局会計課の当初予算の概要であります。平成27年度の当初予算は上の表、(1)当初予算の(款)総務費にありますように、総額で5億4,513万8,000円となっております。

主な内容といたしましては、(2)の下表になりますが、これは(目)会計管理費の内訳となっております。出納事務費につきましては、出納事務執行及び財務会計システムの運営管理等に関する事務を、また証紙収入事務費につきましては、証紙売りさばきに関する事務を行っているものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○清山委員長 会計管理局の説明が終わりましたが、質疑はありますか。——よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは次に、人事委員会事務局長の御挨拶並びに幹部職員の紹介、所管業務の概要説明をお願いいたします。

○亀田人事委員会事務局長 人事委員会事務局長の亀田でございます。よろしくようお願い申し上げます。

人事委員会は、地方自治法とかあるいは地方公務員法に基づきまして、独立した立場で人事行政に関する業務を執行しておりますが、私も、その事務局として、しっかりとその役割を果たしてまいりたいと、そのように考えておりますので、清山委員長を初め、委員の皆様の御指導をよろしくお願い申し上げます。

それでは、着席して説明させていただきます。

お手元の常任委員会資料の1ページをお願いいたします。

事務局の幹部職員を紹介させていただきます。

総務課長の藪田亨でございます。

職員課長の和田括伸でございます。

なお、課長補佐2名につきましては、名簿に記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

事務局の組織でございますが、総務課に総務担当と任用担当、職員課に給与担当と審査担当ということでそれぞれ置かれておまして、私を初め、総勢15名でございます。

3ページをお願いいたします。

事務局の主な分掌事務を記載しておりますけれども、主なものとしましては、任用担当のところですが、職員の競争試験や職員の選考に関するところ、あるいは給与担当のところですが、給与に関する報告及び勧告に関するところ、審査担当のところでございますけれども、職員の不利益処分についての不服申し立ての審査に関するところ、こういったことが主な業務となっております。

4ページをお願いいたします。

平成27年度の当初予算の概要でございますけれども、当初予算額は1億4,191万5,000円でございますが、内訳といたしましては、委員会費が649万2,000円、これが人事委員3名の報酬と

人事委員会の開催あるいはその活動に要する経費でございます。

また、事務局費1億3,842万3,000円が、事務局職員の人件費のほか、県職員採用試験の実施に要する経費あるいは給与など勤務条件の調査研究に要する経費などでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○清山委員長 人事委員会事務局の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。——よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上をもって会計管理局及び人事委員会事務局を終わります。執行部の皆様、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後1時12分休憩

午後1時14分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が総務政策常任委員会委員となったところでございます。私は、このたび委員長に選任されました宮崎市選出の清山でございます。

ここで、一言御挨拶を申し上げます。

我々委員も、選挙を終えて、新たな気持ちでこの新しい任期に臨んでおります。ことし1年、県勢発展のための議論を積み重ねてまいりたいと存じますので、何とぞ御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

私の隣が、串間市選出の島田副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、児湯郡選出の坂口委員でございます。

小林市・西諸県郡選出の丸山委員でございます。

都城市選出の星原委員でございます。

向かって右側ですが、都城市選出の満行委員でございます。

宮崎市選出の新見委員でございます。

都城市選出の来住委員でございます。

書記の紹介をいたします。

正書記の鬼川主幹でございます。

副書記の日高主任主事でございます。

それでは、監査事務局長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の説明をお願いいたします。

○小八重監査事務局長 監査事務局長の小八重でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

私ども監査事務局では、監査委員監査が円滑に行われますよう努めてまいりたいと考えておりますので、清山委員長を初め、委員の皆様方には、何とぞ御協力、御指導方よろしくをお願いしたいと思っております。

それでは、ここから座って説明をさせていただきます。

最初に、事務局職員を紹介させていただきます。

常任委員会資料1ページの下の方、(2)をあわせてごらんいただきたいと存じます。

私の左隣が、監査第一課長の青山でございます。

続きまして、私の後ろが監査第二課長の佐野でございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

同じく、資料1ページの上の方になりますが、(1)に記載しておりますとおり、監査委員は、識見を有する者としての委員が高橋委員と

若曾根委員、議会選出の委員が黒木委員と松村委員でございます。

なお、代表監査委員といたしまして、高橋委員が選任をさせております。

この4名の監査委員によりまして、地方自治法等に基づき、財務監査、行政監査、財政援助団体等監査を実施いたしますほか、普通会計及び公営企業会計の決算審査を行い、意見を知事に提出しているところでございます。

次に、2ページをお開きください。

監査委員の補助機関であります監査事務局の組織と分掌事務でございます。

事務局は2課5班体制で、職員は20名でございます。

ページの下の方でございますが、この表にございますとおり、監査第一課では監査のほか、普通会計の決算審査及び財政健全化審査等に関すること、また、監査第二課におきましても監査のほか、公営企業会計の決算審査及び経営健全化審査等に関することを行っております。

資料の右側、3ページをごらんください。

当事務局の予算の状況でございます。

平成27年度予算額は、一番上の段、(款)総務費の欄に記載のとおり、2億895万5,000円となっております。

このうち、上段の(項)監査委員費は、監査委員及び事務局職員の人件費並びに運営費でございます。

また、下段の(項)総務管理費は、外部監査に要する経費でございます。

最後のページ、4ページをお開きください。

今年度の監査等実施計画でございます。

今年度は、定期監査におきまして247所属、財政援助団体等監査におきまして45団体の監査を実施する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

○清山委員長 監査事務局の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、次に、議会事務局長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明をお願いいたします。

○日隈議会事務局長 議会事務局長の日隈でございます。どうぞよろしくお願ひします。

議会事務局は、4月1日の人事異動によりまして、合計15名の職員が異動しております。引き続き、県議会の円滑な運営のため、職員一丸となりまして取り組んでまいりますので、清山委員長を初め、島田副委員長ほか委員の皆様の御指導、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

では、座って説明させていただきます。

改めてになりますが、職員の紹介をさせていただきます。私の隣からでございます。

事務局次長の奥野信利でございます。

総務課長の上山伸二でございます。

議事課長の亀澤保彦でございます。

政策調査課長の外山景一でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、お手元の委員会資料で、事務局の組織と事業概要等につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

議会事務局の組織でございますが、局長、次長のもと、総務課、議事課、政策調査課の3課6担当制で、31名の職員体制となっております。

2ページをお開きください。

事務局職員の名簿でございます。後ほどごらんいただきたいと思ひます。

右側の3ページ、これは各課の主な事務分掌

を掲載しておりますが、説明は省略させていただきます。

4ページをごらんください。

事務局の予算の状況でございます。

まず、(1)の歳入でございます。今年度は財産収入と諸収入で、合計449万1,000円を見込んでおります。

このうち、財産収入につきましては、議員寮の宿泊費の収入が含まれております。

次に、下の(2)歳出でございます。今年度は、議会費が7億3,523万2,000円、事務局費が3億4,122万7,000円、歳出総額は合計で10億7,645万9,000円で、対前年度比98.5%となっております。

5ページをごらんください。

歳出予算の主な内容についてでございます。

まず、議会費でございますが、これは議員の皆様への報酬を初め、本会議や各委員会の開催などに要する経費でございます。

次に、6ページをお開きください。

事務局費でございます。

これは、職員の人件費のほか、県議会の広報活動、会議録の印刷、議会図書室の図書購入などに要する経費でございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○清山委員長 議会事務局の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上をもって監査事務局及び議会事務局を終わります。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時22分休憩

午後 1 時23分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

5月19日に行われました委員長会議の内容について御報告いたします。委員長会議において、手元に配付の委員長会議確認事項のとおり、委員会運営についての留意事項等を確認いたしました。時間の都合もありますので、主な事項についてのみ御説明いたします。

まず、1ページをお開きください。

この下のほうの、(5)の閉会中の常任委員会についてであります。定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、必要な場合は適宜委員会を開催するという内容でございます。

次に、2ページ目をお開きください。

(7)の執行部への資料要求については、委員から要求があった場合、委員長が委員会に諮った後、委員長から要求するという内容です。

次に、(8)の常任委員長報告の修正申し入れ及び署名についてであります。本会議で報告する委員長報告については、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正などの申し入れを行う場合は委員長へ直接行うこと。そして、報告の書名は、委員長のみが行うこととするものであります。

次に、(9)のマスコミ取材でございますが、取材は原則として採決など委員協議を含めて記者席で行わせるという内容でありまして、議会基本条例にも規定してありますように、委員会は採決も含めて原則公開となっているものでございます。

次に、3ページをお開きください。

(12)の調査等については、県内調査は、アの県内調査とイの県外調査、ウ、国等への陳情と分かれております。

まず、アの県内調査については4点ございま

して、1点目は、県民との意見交換を活発に行うために、県内の調査において県民との意見交換を積極的に行うというものでございます。

2点目は、調査中の陳情・要望については、事情聴取の性格を持つものであって、委員会審査に反映させれば事足りるということで、後日回答する旨などの約束はしないということになっております。

次に、3点目は、委員会による調査でございますので、できる限り単独行動による発着は避けるというものでございます。

4点目、特に必要がある場合は、県内調査ではありますが、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものでございます。

なお、日程につきましては表のとおりでございますが、常任委員会につきましては、県民との意見交換や調査等を積極的に行う関係上、行程上1泊2日での実施が困難な場合を考慮して、2泊3日も可となっております。

次に、イの県外調査でございますが、節度ある調査を行うために、休祝日、定例会中及び調査先の議会中並びに災害時の発着や、また単独行動をなるべく避けるというものを確認するものであります。

その他の事項についても、ここでお目通しいただきたいと思っております。

なお、委員長会議確認事項へ記載しておりませんが、委員長会議の冒頭で、議長から、議会基本条例の趣旨を踏まえて、特に委員会においては議員間討議を積極的に取り入れることによって、県民の方にわかりやすい運営に努めることも必要という御発言がありました。今後の委員会運営については、そのような点にも留意しながら行ってまいりたいと考えておりますので、皆様方にはこれらの確認事項に基づいて、

運営が円滑に進みますよう、御協力をお願いいたします。

これらの確認事項等について、何か御意見はありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** 次に、今年度の委員会調査など活動計画案については、お手元の資料でございますが、この(案)にありますように、県内調査を7月、県外調査を8月に実施する予定であり、日程の都合もありますので、調査先について、あらかじめ皆様から御意見を伺いたいと思います。

参考までに、手元には、過去4年分の総務政策常任委員会の調査実施状況と、平成27年度県内調査候補先の概要を配付いたしております。これらについて、何か御意見、御要望がありましたらお出しいただきたいと思います。

また、8月に予定しております県外調査についても、あわせてこの場で御意見、御要望等がありましたらお出しいただきたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時29分休憩

午後1時36分再開

○**清山委員長** 委員会を再開いたします。

県内調査及び県外調査の日程、調査先につきましては、いろいろと御意見を参考にしながら、正副委員長御一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** それでは、そのようにさせていただきます。

その他で何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** ほかに何もないようでしたら——どうぞ。

○**丸山委員** できれば坂口委員が、先ほど、消費税関係で……。ちょっとわかりづらかったものですから、数値をできれば情報として、ペーパーベースでお願いできればありがたいなと思ってるので……。

○**清山委員長** 先ほど、執行部のほうにそのように伝えて——委員会の委員の皆さんにその資料を配付させていただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** わかりました。そのように段取りいたしますので、お願いいたします。

その他、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** それでは、これで委員会を終了いたします。

午後1時39分閉会